

茨木市国民健康保険料減免要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市国民健康保険条例（平成20年茨木市条例第11号。以下「条例」という。）及び茨木市国民健康保険条例施行規則（昭和38年茨木市規則第17号）に定めるもののほか、国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免について必要な事項を定めるものとする。

(減免事由)

第2 条例第45条の規定により保険料を減免する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害（火災、風水害、震災その他これに類するものをいう。）により、保険料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）又はその世帯に属する被保険者（以下「被保険者」という。）が居住する家屋について著しい損害を受けたとき。
- (2) 事業若しくは業務の休廃止、失業等により又は被保険者の死亡、疾病等により前年と比較して納付義務者又は被保険者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 被保険者が、国民健康保険法第59条に規定される刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

(災害による保険料の減免)

第3 第2第1号に該当する場合における減免額は、減免対象保険料に別表第1左欄に掲げる損害の程度に応じて同表右欄に定める減免率を乗じて得た額とする。

2 前号の減免対象保険料は、賦課されている年額のうち、賦課対象となる月数に対する減免申請のあった日の属する月以降の月数の割合により算定した保険料に相当する額とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

3 第2項の減免額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(収入の減少による保険料の減免)

第3の1 第2第2号に該当する場合における保険料の減免は、賦課対象年度の保険料算定における賦課限度額適用前の保険料のうち、所得割に係る部分に限って減額を行うものとし、その減免額は、減免対象保険料に別表第2左欄に掲げる所得減少率に応じて同表右欄に定める減免率を乗じて得た額とする。

2 前号の減免対象保険料は、賦課されている所得割の額のうち、賦課対象となる月数に対する減免申請月以降の月数の割合により算定した所得割の額に相当する額とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

3 第1項の減免額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の規定により算定した減免額を控除した保険料が、賦課対象年度の保険料算定における賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額を保険料とする。

(拘禁による保険料の減免)

第3の2 第2第3号に該当する場合における保険料の減免は、減免申請月から減免事由が消滅した日の属する月の前月までの月割により算定した、減免対象被保険者における所得割、均等割に相当する額を免除する。ただし、減免対象期間内において、同一世帯内に減免対象被保険者以外の被保険者がいない場合については、当該期間における世帯割に相当する額についても免除する。

2 前項の保険料の減免は、拘禁されたときに遡って行うことがある。

3 前2項の免除する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(減免事由が重複する場合の取扱)

第3の3 第2各号に掲げる減免事由のうち2以上の事由に該当する場合は、2以上の事由に該当するに至った月から、減免額が最も多い事由のみの減免を適用し、月割により減免額を算定する。

(理由を証明する書類)

第4 条例第45条第2項に規定する減免を受けようとする理由を証明する書類は、次の各号に掲げる理由の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 第2第1号に該当する者 罹災証明書

(2) 第2第2号に該当する者 給与支払証明書、所得申告書等所得を証明することができる書類及び退職証明書等所得が無くなったことを証明する書類

(3) 第2第3号に該当する者 収監証明書の写し等拘禁されていた期間を証明することができる書類

(減免申請書の審査)

第5 市長は、条例第45条第2項の規定による減免申請書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、申請者に対し質問等を行い、若しくは実地調査を行い、又は関係書類の提出を求めることができる。

(減免の承認の取消し等)

第6 市長は、保険料の減免の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、その承認の内容を変更し、若しくは承認を取り消し、又は承認に係る保険料の全部若しくは一部を市長の定める時期に徴収することができる。

(1) 偽り、その他不正な行為により、減免の承認を受けたと認められるとき。

(2) 資力その他の事情の変化により、減免の承認が不相当と認められるとき。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、保険料の減免について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市国民健康保険料減免要綱の規定は、平成 30 年度以降の年度分の保険料（平成 30 年度以降に遡及賦課した過年度相当分の保険料を含む。）について適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 第 1 号関係）

	損害の程度	減免率
1	全焼又は全壊	100%
2	半焼又は半壊	70%
3	火災による水損又は床上浸水	50%

別表第 2（第 2 第 2 号関係）

	所得減少率	減免率
1	100%	100%
2	90%以上100%未満	90%
3	80%以上90%未満	80%
4	70%以上80%未満	70%
5	60%以上70%未満	60%
6	50%以上60%未満	50%
7	40%以上50%未満	40%
8	30%以上40%未満	30%